

平成26年度 第4回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1 日時：平成27年2月5日（木）10:00～11:30

2 場所：越谷市役所別館1階 第1・第2会議室

3 出席者等：

- (1) **出席委員**：13名：朝日雅也委員、星野晴彦委員、松田繁三委員、岩本敏英委員、矢田進一郎委員、池ノ谷龍市委員、吉田香代委員、松澤茂委員、田中直樹委員、阿保裕子委員、平井透委員、門間愛委員、友壺由紀恵委員
- (2) **欠席委員**：6名：鈴木しげみ委員、益子甲寿委員、伊藤えつ子委員、小柳敬委員、前田美波留委員、宮下昭宣委員
- (3) **事務局**：鈴木福祉部長、竹内福祉部副部長兼高齢介護課長、渡邊子ども家庭部副部長兼保育課長、藤城障害福祉課長、高橋子育て支援課長、角屋障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、山元障害福祉課自立支援担当副主幹、小西障害福祉課障害福祉推進係主査、山田障害福祉課自立支援担当主査、小林障害福祉課自立支援担当主査、秋山障害福祉課自立支援担当主査、野中子育て支援課児童福祉担当主査、土屋障害福祉課障害福祉推進係主事

4 傍聴者：4名

5 次第

1 開会 2 会長あいさつ 3 議事

4 その他 5 閉会

《 3 議事 》

(1) 報告事項

① パブリックコメントの概要について

(2) 協議事項

① 第4期障がい福祉計画案について

6 会議資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ **資料1** パブリックコメント概要
- ・ **資料2** 第4期越谷市障がい福祉計画（案）
- ・ **資料3** 第4期越谷市障がい福祉計画案 修正箇所新旧対照表
- ・ 中核市移行による社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への越谷市障害者施策推進協議会への機能移行について

【内容】

■ 議事

〈報告事項〉パブリックコメントの概要について

事務局：《資料に基づき説明》

- ・資料1 パブリックコメント概要

議長： ありがとうございます。全部で30件にわたるパブリックコメントを頂戴し、それぞれ市の考え方を一定の分類の基準に従って整理され、対応されるということです。特に網掛けをして修正意見として計画案に反映したところは、後ほどあらためてご紹介いただくということです。パブリックコメントをいただいて、その感想や市の考え方に基づいた対応について、全体として皆さまからご質問やご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員： パブリックコメントの15番ですが、意見と市の考え方について、合っていないように思うのですが、これはどうなのでしょう。障がい者のサービスと高齢者のサービス、両方必要な人がうまく使えるようにという意見だと思うので、そこをきちんと分かって考えてもらえたらと思っています。

議長： では、後ほど事務局からご説明をしていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。意見の要旨そのものはいただいたパブリックコメントなので、当然、ご意見としてこの協議会でも確認をして、その意見がどうこうということは私たちの役割ではないと思います。市の考え方を踏まえて、計画案にどのように反映させていくかということが重要だと思います。ぜひ、そういう観点からご意見があればいただきたいと思います。前提として、今のご質問にお答えいただく前に、このパブリックコメントのフィードバック、返し方としてはどのように考えればよろしいでしょうか。一応、確認をさせていただきます。

事務局： このパブリックコメントのフィードバックの仕方ですが、基本的には今お手元にある資料と同様のものを市のホームページに掲載させていただく予定でいます。「市の考え方」の中で、先ほども担当からご説明差し上げましたが、一番右の欄の「者」については、来年策定予定の障がい者計画の中でしっかり検討を行っていきたい。「貴」と書かせていただいたものに関しては、今後、市の障がい福祉施策を展開するに当たって、ご意見として十分承って進めてまいりたいという趣旨になっています。その辺もホームページで公開するときには、「市の考え方」の趣旨が分かるような形で公開していきたいと考えていま

す。以上です。

議長： ありがとうございます。今はこの資料で分類についての簡単な整理がされていますが、そもそも「貴」とはどういう意味を持つのかとか、「その他」というのはちょっと難しいところで、「できません」ということかもしれないので、そのへんの表現は難しいところがあるかもしれませんが、一応、分類の内容についても、市民の方が分かりやすく見られるように工夫をしていただくということによろしいでしょうか。皆さまからいかがですか。何かございますか。

委員： 市の事務局側をお願いしたいのですが、例えば 10 番を見ていただくと、考え方に基づく目標値というのが書いてあって、最後の文章が、「入院中の精神障がい者数等を把握できない以上、目標値を設定することはできないものと考えます」と書いてあって、本文の 7 ページを見ると、「県より算出方法が示され次第内容を精査する」と書かれています。簡単に言うと、否定語を使うのではなく、どのように市が当事者として努力していくのかをお書きになったほうが、もっと柔らかくていいのではないかと思います。15 番などは、これは質問に対する答えになっていないので、これはちゃんと直したほうがいいと思います。それから 30 番、発達障がい者や高次脳機能障がいへの問題というのは、これは本当に特化した領域に関して、やはり市も当事者能力を持ってやってくれという切なる願いだと思いますので、「特化した記述はいたしません」というのではなくて、もっと書き方は工夫なさったほうがいいと思います。このあたりはぜひご検討いただいて、市民が見たときに「市として誠実に取り組んでいる」と。「他」と簡単にしてしまうのではなく、そのあたりも含めてご検討いただければと思います。そしてこの問題に、なぜこれを申し上げたかという、この文言表記にこだわりだすと、すごく時間がかかります。本質議論ができませんので、市でもう一回しっかりとご検討いただければと存じます。

議長： ありがとうございます。今までのご意見も踏まえて、事務局から何かご説明等をいただけますか。

事務局： まずもって、今のご指摘につきましては、私どももパブリックコメントの概要の公開に向けて、もう一段、丁寧な表現になるようにしっかりと検討していきたいと考えています。その前にいただいたお話ですが、意見要旨として最後に 2 行にまとめていた「介護保険サービスと障害福祉サービスの連携体制を計画的に整備していくこと」ということでご要望を承っていると考えています。今回、パブリックコメント

の趣旨は、第4期越谷市障がい福祉計画上においてどのように取り扱っていくか、まずもって市の考え方として記載しています。したがって、もちろん、ご指摘のとおり、介護保険サービスだけに限らず、いろいろな、例えば事業所や、ここにある相談支援事業所もそうですし、地域包括のケアマネ、あとは国や県、関係機関というものは全て連携していくというご指摘については、まさにご指摘のとおりです。そういう施策の展開をしなければいけないと考えています。福祉計画というものが障害福祉サービスを中心とした見込み量、目標値の設定に特化されている計画であるということから、ご指摘いただいたことは非常に大切なことだと市は認識していますが、計画に反映するということが、少しなじまない話なのかなと市では考えているということですので、考え方として書かせていただいたということです。以上です。

議長： いかがでしょうか。

委員： この意見を出した人も困っているのもう少しやさしい書き方はできないのでしょうか。

議長： 先ほどもおっしゃっていただいたように、ここで適切な表現は何かということを決めることは、私たちの役割にありません。考え方として、おそらく意見として出したものに対して、のれんに腕押しではないですが、ふっと違うところから回答されてしまうと、意見を出したほうも、その答えを言っていた感じがしないので、そういう意味で、その表現についてはなかなか難しいところがあると思うのですが、できるだけ、意見に対して、その趣旨を十分に踏まえて回答するように、工夫していただくということでいかがでしょうか。もう一つ、たぶんできないことはできないというのは正直あると思うのですが、それはやりたくないからではなく、その重要性、必要性を十分に認識した上で、確かに精神障がいの方の病院から地域への移行というのは、そういう意味では目標値というのは立てにくいということは分かりますけれども、地域生活への移行については、数値目標は立てられないけれども積極的に取り組んでいくのだということがどこかで述べられていると、ただ技術的に目標値は立てられませんよということとは意味合いが変わってきます。そういう観点から、もう少しキャッチボールが、投げて返されたな、難しいけれども分かったのだな、ということを受け止めていただけるようにしていただくと、パブリックコメントの意味合いがさらに増してくるのではないかと思います。ほかによろしいでしょうか。では、私からもお願いですが、この一字一句がどうこうということはここでは申し上げられませんので、ぜひ、今いた

だいた趣旨を踏まえ、最終的にパブリックコメントのお返しをするまでに工夫していただきたいということでお願いしたいと思います。では、これは報告事項でしたので、一応報告を受けて意見を述べたということで、協議事項に入っていきたいと思います。第4期越谷市障がい福祉計画案についてです。同様に、初めに事務局からご説明をお願いしたいと思います。

〈協議事項〉第4期障がい福祉計画案について

事務局：《資料に基づき説明》

- ・資料2 第4期越谷市障がい福祉計画（案）
- ・資料3 第4期越谷市障がい福祉計画案 修正箇所新旧対照表

議長： ありがとうございます。主にパブリックコメントをもとにして、庁内の作業部会でのご検討、事務局でのご検討を含めて、私たちが素案としてパブリックコメント用に確認したものの以降に付け加えられたものでございます。それでは、ただ今の説明につきまして、皆さまからご意見やご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。何かございますか。

委員： 意見ですが、地域に出ていく人を増やすために、実際に地域で生活している人たちの話を聞ける場を設定するなどしてもらいたいです。例えば、自発的活動支援事業で、そういう場をつくってほしいです。自分の体験を話すことができるので。また、自発的活動支援事業をやるにあたって、当事者の意見を盛り込んでほしいです。それからスプリンクラーのことですが、スプリンクラーの設置を義務づけたため、グループホームの設置が難しくなっています。国の補助事業をやっているとのことでしたが、期限はいつまでですか。また、国の事業が終了したら、市として援助はしてくれますか。以上です。

議長： ありがとうございます。すみません、確認ですが、最初の自発的活動支援事業でしたか、具体的には、例えばページで言うとどのあたりになりますか。それから同様に、スプリンクラーのほうはおそらくグループホームの整備に関わる項目かと思っておりますので。

委員： 21ページです。

議長： 失礼しました、21ページですね。ここに自発的活動支援事業を行うにあたって、当事者の意見を十分に尊重してやってほしいということで、この文章、表現に対するご意見というよりは、そのような願いをここで込めて事業を実施してほしいということでよろしいですか。それと、もう一つのスプリンクラーの、いわゆる国との対応のところ。

ここはどのあたりに反映しますかね。グループホームですから、地域生活ではなく居住系サービスのところ、15ページぐらいですかね。

委員： はい、15ページです。

議長： 15ページですね。ありがとうございます。では、これはご質問ということで、事務局からお答えいただいてよろしいでしょうか。

事務局： 貴重なご意見をありがとうございます。今、会長に整理していただきました質問事項、グループホームのスプリンクラー整備の助成ということのご質問だったかと思えます。それについては、国の社会福祉施設整備費補助金という制度があり、スプリンクラーの設置について、メニューとしてはあります。ただ、これは国庫の補助制度ですので、その事業者、どういう内容の事業なのかなど、いろいろな条件が相当ございます。制度としてはあるというお話は、ここではできるのですが、では全ての事業者がそのメニューを使えるかどうかということについては、一定の条件がありますので、これについてはここで「必ず助成があります」というところまでは、ちょっとお話しできないという状況です。なお、この補助金ですが、現在、埼玉県が協議窓口ということで、皆さんからの申請に基づいて国への協議を行っていますが、本年4月、越谷市が中核市になった以降については越谷市が窓口になります。スケジュール的なものも、おおむね実際にお金が入ってくるまでに2年間ぐらいかかり、最初の1年間はその整備に関する協議、次の2年目が実際にお金の交付があつて現場の工事をするということになります。現在のスケジュールからいくと、今年度分の整備の関係は、もう埼玉県で締め切っていますので、平成29年4月に工事が完成しているぐらいのスケジュールが、今、最短スケジュールということになります。もし、お知り合いの事業者さん等で、この補助金を使いたいというようなご希望がありましたら、その基準、要件、条件につきましても、私どもでご説明差し上げたいと思いますので、ぜひご相談いただければと思います。以上です。

議長： よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

委員： どこに当てはめていいかわからないのですが、災害時のろうあ者のことなのですが、視覚障がい者の方はだいたい、お見かけすると、この方は不自由かなと思ってお声をかけたりすることができるのですが、ろうあ者の方は一見普通の方と変わらないので、何かあったときに、例えば災害時に何か手助けしたいなと思っても、外見では分からない。そういう場合、そういう方が日常、「私はろうあ者だ」ということを表示するものを配っていただけないかというのが、ボランティア

アからの声なのですが。もちろん、ご本人が、日常そういうものを身につけるのは嫌だという方もいらっしゃいます。でも、災害時にそういうものを付けていただければ、お助けすることができるのではないかと。例えば、いろいろな放送が入っても分からないということがあるので、ぜひ、そういうものを加えていただけないかと思えます。

議長： ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

委員： 直接この障がい福祉計画の問題ということではありません。3つほど、お尋ねしたいと思えます。優先調達法について、それぞれ自治体で努力されていることかと思えます。越谷市としての展望をお聞かせいただきたいと思えます。というのは、八王子ではリサイクルの関係で巨額が投じられていますし、桶川市でも何千万という単位で優先調達法に対してアクションを起こしているという印象があります。越谷市は現状どのような調達法の予算を取っているのか等お伺いしたいと思えます。2つ目は就労に対してですが、やはり多様な就労形態というものを考えていただけているのかどうか。例えば月給、日給、時給、時給ほど働けない人もいらっしゃると思っています。分給とは言いませんが、10分給など、そういう柔軟な体制をお考えかどうか。そして視覚障がい者の立場からしますと、やはり移動障がい、情報障がいがありますので、就労が大変厳しいです。しかも「若くない」というのがプラスになると、非常に厳しいのが現実です。でも障がいがあっても、「ありがとう」と言われる立場になることは可能と考えます。される側というだけでなく、社会資源としてピアサポートなども可能かと思うので、越谷市として社会資源というものをどのようにお考えかということをお聞かせしたいです。そして3つ目は、直接関係ありませんが、この移行される委員会の構成について、お尋ねしたいと思えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ご発言では今日の直接の協議とは関係ないということでしたが、一応、協議内容がこのことですので、それに関連づけると、優先調達推進法は、先ほど今回の修正で、この間の取り巻く状況の変化ということで加わったことです。それに対して市の実態としてはどうなのでしょうかとこの質問の趣旨ということで受け止めさせていただいてよろしいですか。2番目は10分給など、多様な就労の必要性ということでご意見をいただいたのですが、これは市が直接どなたかを雇う、事業者として、雇用主として市がどう考えるかということでしょうか。それとも就労支援のさまざまな福祉サービスを考えるときに、市はどのような多様性を担保していくのかと

いうことになるのでしょうか。

委員： すみません、勉強不足で詳しくは知らない点も多いのですが、市もそうですし、事業所に対しても時給という枠ではなかなか難しい障がい者の方もいらっしゃると思います。そのへんを柔軟に、とにかく少しでも、短い時間しか働けなくても、給与なり何かが届くような、そのような柔軟なお考えがあるかどうかということでお尋ねしました。

議長： ありがとうございます。3番目については後ほど資料がございしますので、そちらの説明をしていただいた後でよろしいでしょうか。その前のご指摘も非常に重要なことと私も思うのですが、おそらく障がい福祉計画そのものよりは、障がい者計画の全体の中で災害時の要援護者、あるいは援護を必要とする方への手立てとして、どのように要援護状態を表現していただくかということになるかと思います。関連するご意見として伺うということでもよろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。

委員： 先ほどご意見で防災の話がありました。それも心配なのはよく分かります。ただ、隣近所、隣に住んでいる人に声をかけてもらうということも大事かと思います。基本は、私も今、独り暮らしをしていて、隣近所に声をかけてもらって助かったのでそう思いました。あと、修正箇所については、先ほどの説明で分かりました。ありがとうございます。それとはちょっと違うのですが、この案を読んでいて思ったことがあります。7ページと8ページの県とか国とか、それぞれ示されてから検討するという項目があります。検討する話し合いに、それが示されたらどこで話し合われて、今ここで施策推進協議会が行われていますが、この委員の人たちに知らせていただけるのでしょうか。検討する話し合いに、地域に住む私たちも加えてもらえればと考えています。

議長： ありがとうございます。前段はご体験を踏まえたご意見ということで、ありがとうございます。では、後段の部分も含めて、事務局でこの段階で必要なお返事をいただいでよろしいでしょうか。

事務局： まず、優先調達の関係です。優先調達というものは、全国でどんどん先進事例が出ています。八王子の件についても私どもは勉強させていただいているところです。現在、例えば市役所から事業者向けにお仕事を出すとなったときに、受ける側の事業者さんが市から発注された仕事、それなりに大きい仕事もあります、たぶん小さい仕事もあるかと思いますが、今、越谷市内にある事業者さんが、単独でそれらの仕事を受けられる体制にあるかどうかということと非常にリンクし

ていると考えています。そこで今、事業者さんで共同受注システムの検討会というものをやっています。1個1個は力の弱い事業者であっても、みんなで、共同で受注すれば大きい仕事ができるのではないかとこの枠組みについて、越谷市の中でどういう取り組みができますかということで、事業者さんに集まっていただき、既に6回、検討会を進めています。私の考えでは、この共同受注を行える体制と、越谷市役所を中心とした官公庁が仕事を障がい者の事業者に出すということは、大きくリンクしているのではないかと考えます。現在、その共同受注ができる枠組みがないなかで、仕事を出す話だけが先行してしまうと、結局、越谷の市内の事業者は受けられず、市外の事業者をお願いするということが多分に出てきてしまうのではないかと考えるところです。共同受注システムの検討と優先調達を進めるということにつきましては、同時並行ではないですが、同じ土俵の上で考えていきたいと思っています。したがって、現在、調達方針というものを市で出して、各課に検討していただいています。現状は各課ができ得る範囲でやってくださいということでやっています。実際に共同受注システムが立ち上がった際には、もう少し、今よりも市の体制も一歩進め、優先調達というものを安定的に、越谷市内の事業者をお願いできるような体制が必要なのかなということで、共同受注システム検討の状況を見ながら、優先調達についてももう少し拡大できるような方向で整理していきたいと考えています。2つ目の多様な就労形態の話ですが、これも実は共同受注検討会の中で各事業者から意見が出ています。もともと、この共同受注システムというもののベースは、工賃向上につながるレベルのものが中心だろうという話は前提としてあるのですが、やはり各事業者さん、実は入所施設の方なども一緒に入ってきてもらっているのですが、ご指摘のとおり、必ずしも工賃ということにまで行き着かない就労形態を求めている方もいる。これもまさに委員のご指摘のとおりです。今、共同受注システム検討会の事業者さんの中で意見が出ているのは、工賃向上まで、そういうステージまでどうしても行けない障がい者の皆さまの就労についても、このシステムの中で、お仕事を分担していくということができないかということへの意見が出ているという状況です。

議長： 県や国の考え方、計算式が示された後、精査するとありますが、「では、お任せします」というような内容なのか、とても大事な内容で、「こうなっちゃったのか」とならないように、このあたりをどう取り扱っていくかということでご説明をお願いしたいということです。

事務局： その件についてですが、この障がい福祉計画というのは、最終的には目標値や、見込み量ということで数値化を図る、そういう計画上の特性になっています。したがって、精神病棟から退院されて地域移行に至るということについて、毎年毎年、その数値の達成度を精査する必要が後々出てきます。したがって、もともと入院している方、越谷市が障がい福祉サービス等の援護をしている方の中で、どれくらいの方がそういう病院に入院しているのかという数字の把握がなされなければ、その進捗状況の精査ができないということが併せて起こります。現状、国では全ての医療機関に、その入院患者ということでデータを出させて、保険統計等でもそういう数字を明らかにしていますので、「国民」という枠組みであれば、その数字、目標値は設定できるのですが、越谷市民の方が精神病床がある病院にどれだけ入院しているかを把握するときに、市内には3つの精神病床を持っている病院がありますが、必ずしも市内だけではなく、市外、県外にも入院されている方がいる。こういう方々について一人一人、全ての数字を把握するというのは相当困難な作業です。私ども以外の市町村でも、埼玉県に対し、この目標値の設定は相当難しいですと、県としてその方針を考えてくださいという投げかけはしてあります。その結果、県がやり方について、後日、各市町村に提案をしますと言っていたと思いますが、前回、第3期のときに埼玉県がどうやってきたかということ、各市町村の人口割りで、県内の病院のみの入院患者について人口按分で、その入院患者をおおむねの数値としてやるというのはどうですかということで提案がありました。実は今回も、県の担当者からは「3期と同様のやり方で」と指示をいただいているところです。ただ、私どもとしましては、人口按分でやっていったときに、本当の入院患者数との乖離が起こるのではないかと。したがって、もともとのベースになっている集計があいまいな数字のものに対して、過去、来年、再来年、3年後、こういう適切な目標値が進捗しているかという精査が非常に厳しいのではないかと、難しいのではないかと考えているところです。ここの部分につきましては、今後、県から正式に、どういう計算を考えてくださいということは出てくるとは思いますが、その結果によって、根拠がちゃんとしているものであれば、目標値として掲示していきたいと思えますし、そうでないということであれば、大事な施策ではあるのですが、目標値の設定が困難だということでの記載にしたいという流れがまずあります。したがって、これについては相当機械的といいますか、統計上、どうしていくかという問題ですので、この数

値を入れる際にあらためて皆さまの意見をいただくというよりは、そのやり方、計算式にのっとして入れていくものだと考えておりますので、現実的には、この数値を入れる際には、委員会ほか、あまり相談してやるような内容ではないのかなとは考えているところです。

議長： 各委員、いかがでしょうか。今の最後の問題は非常に大きなテーマではあるのですが、もともとの物差しが違うのに、それを越谷市であてて計画を作れと言われても駄目だと。ですから一つは、計画ではこれを求められているけれども、使えない物差しは使わないというのも、私は一つの見識かなと思います。むしろ委員が心配されているのは、そういう重要なことなのだけれども、「精査する」という言葉の中で、事務局のほうで、「いいように」とは言いませんが、それが後で、例えば国や県が求めている水準より、とても低い水準で目標設定されるということが心配だという趣旨だと思います。要は、技術的に難しいかどうかということにはしょうがない。しかし、ここで議論してきた方向で、例えば入院中の精神障がい者の方の地域生活への移行をやっていくのだというところを、ひるまず前進させていくのだというところのご理解があれば、あとは物差しとして、そういう使えないものは使わないという一つの意味表示もあるのではないかと思うのですが、使わざるを得なかったとしても、そういうものだというところのご理解いただくという感じではよろしいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。ちょっと勝手に、私見も含めてまとめてしまいましたけれども。

委員： 別のことですが、いいのでしょうか。地域生活拠点の整備とあって、基準値、目標値とかと書いてあるのですが、ここで何も書いていないというのは、まだ分からないということですか。

議長： これはたまたま私もこのことをよく知っているのですが、何が地域生活拠点かというところの指定の条件や、新たにつくりなさいということが何も示されていないので、今それが0なのか、1なのか、それすら分からないというところで基準値がないので、それを増やしていくとか、継続させていくとかいうところの目標値が立たないということだと思います。ここはかなり考え方が示されないと難しいということだと思います。

委員： この地域生活支援の拠点というのは、どういうことですか。それを知りたいのですが。

議長： これは市の考え方もありますので、どうぞ、お願いします。

事務局： 地域生活支援拠点について、現状、国が言っているのは例えば専門性の高い相談員を配置するとか、地域との交流スペースを設けるとか、

そういうレベルのことは言っているのですが、例えばそれを一つの敷地の中に全部集約すべきものなのか、それともある一定の圏域の中でそれらの機能があればいいのか、具体的な専門員を配置するとか、そういうメニューも全部出切っていない。大まかな方向性は出されているのですが、具体的なものとして示されていない。したがって、その段階で、何年後かのうちに1カ所つくりますと言ったところで、どういうものをつくっていいのか分からない。これは埼玉県も同様のことを考えていて、継続して埼玉県から厚生労働省にもう一步踏み込んだ具体的な拠点像を示してくださいというお願いをさせていただいているところです。したがって、現状ではわれわれも、地域生活支援拠点とは何ですかと言われたときに、今概略のお話はさせていただきましたが、これが拠点ですと説明するものを、まだ国からいただけていないという状況です。ご理解いただければと思います。

議長： よろしいでしょうか。あまりよろしくないのですが、しかし今の私たちが協議する材料がこれしかない。ほかの自治体でもこれについては非常に苦慮しています。地域生活を移行していく、施設から地域へ、精神科病院から地域へ、これを促進していく何らかの見える形が欲しいというのが、今回の法改正に基づくこの拠点の整備ということですね。それに対し、拠点というか、何らかの形で困ったときに地域生活を送ったり、移行しようと思ったときに、相談をする窓口であったり、サポートしてくれるところがあるということに、それは皆さん、ご異論がないと思いますので、あとはこれを計画目標として整備していくかとか、別に「拠点」と言わなくても、一つ一つが機能して、いい活動をしていけば、別に国に言われなくても、「わが市ではやっていますよ」ということも言い切ることができると思います。そういう中で、ここも先ほどの精神科病院から地域への移行と同じようになりませんが、国がどういう考え方を示すかは別として、わが越谷市では地域生活を具体的に支えるというところの仕組みは強化していきたいというところだけ、確認せざるを得ないのかなと思います。よろしいでしょうか。

委員： 一点、最後に事務局に確認したいのですが、これからの話の進め方として、この協議会で議論が終わったら、もう、われわれの手を離れてしまうのか。それとも修正箇所が生じた場合、最後の確認作業を皆さんなり、もしくは正副委員長なりで何か確認作業をするのかどうか、それだけちょっと教えてください。実務的な流れとして。

事務局： 本日いただきました意見等をもとに、修正が必要な箇所については、

ぜひ修正させていただきたいと考えていますが、こういう協議会という場の設定は、今回で、計画に関しては最後になります。その修正内容の度合いにより、会長・副会長にご報告する中で定めていきたいと思えます。後でスケジュールの話をさせていただきますが、この後、庁内の策定委員会があり、そこに今日の経過も含めて報告させていただく中で、最終的に案として固めていきたいという流れになりますので、よろしくお願いいたします。

委員： 修正の根拠のところ、パブリックコメント等があると思うのですが、その他の中に自立支援協議会の議論が含まれているかどうかということ、もしくは自立支援協議会等で何か意見、こういう意見があるということであれば、結構関連している部分で、特に現場の人たちのリアルな意見などもあると思えます。この期に及んで言うのも何ですが、ちょっとだけ参考に、出せるものがあれば出していただければと存じます。

議長： ありがとうございます。では、事務局からよろしくお願いいたします。自立支援協議会がある場合には、計画策定のときに意見を求めなければいけないことになっていますので、そのプロセスを経て、自立支援協議会でもご議論いただいた、こういうことになりますね。

事務局： 先日、1月30日に自立支援協議会をやらせていただきました。基本的には見込み量とか目標値に関してのご意見等はなく、文章表現です、これについてこういう考え方もあるのではないかと、修正してくれというよりも要望的なものとしてお話があったという内容でございます。案のほうの変更に至るご意見等はなかったという状況です。

議長： それでは、この計画素案については、今回修正をいただいたところを皆さま方にも確認し、ただ関連する部分で市の考え方などを改めてここで確認させていただきましたので、その方向に従って、まだ精査をするといった記述が定まっていな部分もありますが、最終的には会長・副会長にご報告いただいて確認をするということで、皆さま方、今日は計画案ということでご了解いただくということでよろしいでしょうか。

委員： 《了承》

議長： はい、ありがとうございます。では、その他の資料等もごきますし、今後のスケジュールや中核市移行に伴った部分があるかと思えますので、そちらを事務局に委ねまして、一応、本日協議する部分につきまして、議長の座を降りさせていただきたいと思えます。皆さん、ご協力ありがとうございました。

■ その他

事務局： 朝日会長、ありがとうございます。それでは次第5、その他について、事務局から説明させていただきます。

事務局：《資料に基づき説明》

・中核市移行による社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への越谷市障害者施策推進協議会への機能移行について

事務局： 公募委員の関係ですが、現在、この社会福祉審議会全体で公募委員を募集しています。それが今月10日17時15分必着ということで公募委員募集をしています。お帰りの際に障害福祉課、社会福祉課までお寄りいただければ、詳細についてご案内させていただきます。また、社会福祉審議会の構成団体につきましては、これまでの既存の審議会等、移行するものもございますので、おおむねそちらにのっとった形で推薦依頼をさせていただきたいと思っております。ただ、まずは社会福祉審議会全体の中での委員の推薦依頼となりますので、それぞれ個別の移行する審議会全ての今までの人数がそのまま移行するかとか、そのへんはまた全体調整の中でお願いしていくような、今、そのような形で事務を進めています。以上、補足でした。

委員： 施策推進協議会では1号、2号、3号、4号の委員構成になっていますが、これがどのように移行するのか。また、自立支援協議会はどういう位置づけになるのか。それから、審査部会というのは、認定するお医者さんがメンバーになるという認識なのですが、障害者福祉専門分科会にぶら下がっている形になっているのですが、例えば施策推進協議会が機能移行になっていますが、今度からお医者さんも出席するような形態での会議になるのでしょうか。そのへんをお伺いします。

事務局： ただ今のご質問についてお答えいたします。先ほどの担当からの説明と一部重なるところもありますが、現在、1号委員、2号委員、3号委員ということで、条例に基づいて、各団体からご推薦いただき、公募委員も含めて皆さんに来ていただいています。今度の社会福祉審議会におきましては、社会福祉事業を行っているもの、それから学識経験者、おおむねこの2つしか区分がないものですから、今の「〇号委員」という分け方とはまた変わります。この協議会そのものは3月31日でいったん廃止をいたしまして、皆さんも委員の任期が終わるということで、いったん白紙になります。公募委員、各団体から出てきていただいている方も含めて、今、あらためて社会福祉審議会用にご推薦をいただくような事務を進めていますので、機能は移行します

が、今いらしているメンバーがそのまま社会福祉審議会のメンバーになるかどうかというのは、各団体さんが誰を推薦していただけるのかとか、公募委員については先ほどご案内がありましたように、2月10日までの公募という中でのメンバー構成になります。機能は移行しますが、全く同じこのメンバーで移行するかどうかというのは、また違う問題だということです。それから審査部会の関係ですが、これは身体障害者手帳の等級について、疑義が生じた場合や、実際に申請はあったものの非該当としなければいけない場合、こういうときにわれわれ事務方だけでは判断できませんので、審査部会を構成するということになります。これは全てお医者さんで構成していただくのですが、そちらに意見をお聞きして、最終的に手帳の交付に関する判断をしていくという流れになります。今、私どもで考えているのは、この審査部会を10名のお医者さんでお願いしたいと思っています。このうちお二方のお医者さんについては、障害者福祉専門分科会のほうも兼務していただき、そちらの会議にも出ていただきます。医師会にもご説明をしながら、ご理解をいただきながら、体制を組んでまいりたいと、今調整しているところです。自立支援協議会につきましては、そもそもこちらの協議会と目的がちょっと違うところがあります。自立支援協議会は、相談支援事業を中心として、市内の各事業所が情報共有をし、障害者の方の援護について、より連携を深めていくというような趣旨でございます。中核市移行の影響はほぼ受けず、継続して自立支援協議会は進めていくということになります。以上です。

委員： また新しくできる組織について、各障がい団体の人たちがちゃんと組み入れられるのか。たぶん、資格がかなり、これまでと違うと思います。詳しくは分かりませんが、社会的な施設とか、何かそういう立場の人でないと今度は参加できないということになると思います。そうすると、はっきり言って私などは、次は来ないのかなという感じがしてしまいます。それぞれ障がいの立場の代表の人がちゃんとその中に組織されるのか、そのへんが非常に分からないところです。それから、もう間もなく4月1日ですが、「推薦」とおっしゃった、それがどんなルートで来るのか、日程というのでしょうか、そういうものも分からないので。例えば、私が今度は資格がないので新しい会に来られないとなったら、公募で行ったほうがいいのかとか、そのへんが分からないので教えてください。

事務局： 構成団体につきましては、基本的に既存の審議会を移行するという意味合いを含めまして、ほぼ同様に考えています。ただ、それぞれの

団体さんの中で重複している、例えば私ども障害福祉課で埼玉県立大学さんをお願いします、他の課が所管している審議会でもお願いしますと。このように重複する中で、人数の調整、全体の中での調整というのは出てきますが、原則的に審議会が移行すると考えた場合には、推薦団体というのは同じようにしたいと考え、今、調整を行っています。今月中には推薦依頼を各団体に発送できるような形で準備を進めています。

事務局： よろしいでしょうか。

委員： ありがとうございます。

事務局： 先ほどの施策推進協議会と自立支援協議会の制度上の性格について、あらためてお話しさせていただきます。自立支援協議会は相談支援事業を中心とした事業所間の情報共有の場、こちらの施策推進協議会は市長の附属機関ということになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、このスケジュールと中核市の関係で何かほかにご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、最後に星野副会長より、閉会のごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

■ 閉会

副会長： 皆さま、お疲れ様でした。当事者の方、関係者の方にこういう場で意見を言っていたくのは、やはりいいなとしみじみ思ひました。特に一方的に文書で流してしまうと誤解を生むようなことがあると思ひますが、そういったことをお互いにキャッチボールし合いながらやれる場があるというのは、いいことだと思ひますし、これからもこういった委員会に参加される方については、そういったことを頑張っていたいただければと存じます。どうも皆さま、お疲れさまでございました。

事務局： ありがとうございます。以上をもちまして、平成26年度第4回越谷市障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆さまにおかれましては長時間にわたりご審議いただき、大変お疲れ様でした。ありがとうございます。

以上